

# もりぐち歴史館 (旧中西家住宅)



場大久保町4-2-26 TEL06-6903-3601 開館時間 10:00~17:00(最終入館16:30) 休館日 毎週月・火・水曜日

## ゆかたで撮影会

内ゆかたを着て、家族で、友人と、お一人で、写真を撮りませんか。風情のある武家屋敷でプロカメラマンが撮影します！撮った写真は後日データでお渡しします。

時8月6日(日) 10:00~16:00(予約時間は30分おき)

撮影 大越大祐氏

¥入館料のみ

定先着10組(要事前申し込み)

申7月8日(土) 10:00~お電話



## 七夕まつり

内短冊に願い事を書いて笹に飾り、緑の綺麗な庭園や武家屋敷を見学しに来ませんか。

時7月1日(土)~7日(金)(休館日は除く)

¥入館料のみ

## 歴史館日曜ステージ 出演者募集

内「歴史館日曜ステージ」は日曜日の午後、土間エリアの広敷を舞台に音楽や演芸をお客様と一緒に楽しむ企画です。1公演につき30人ほどの観客を動員できる広さです。お客様の前で、演奏や演芸を発表してみませんか(ジャンルは問いません)。

詳細はもりぐち歴史館までお電話ください。

## 入館料

大人200円、高校・大学生150円、小・中学生100円

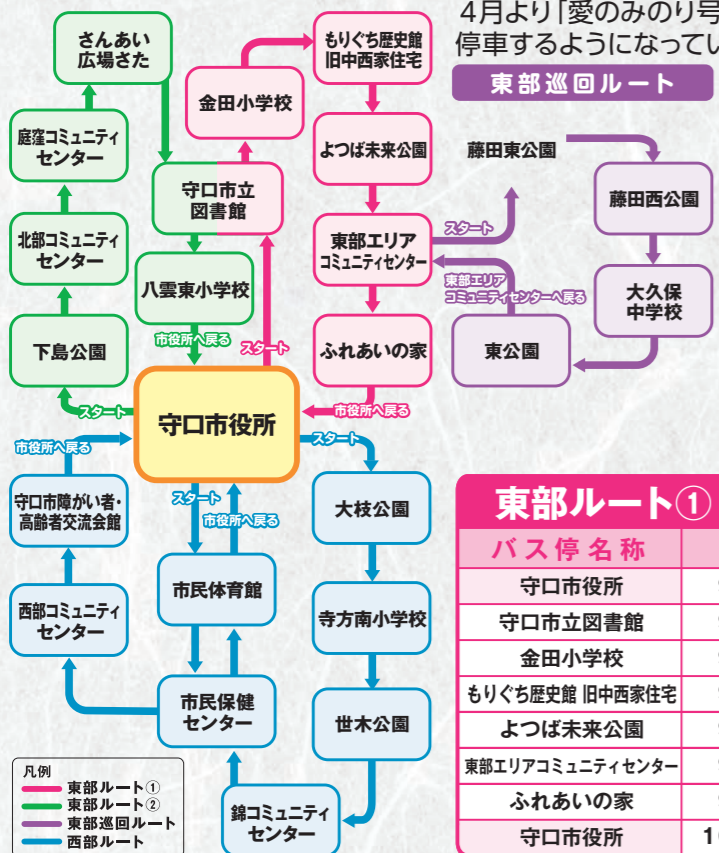
## 交通アクセス

京阪バス(「大久保中央公園」バス停)約320m

注駐車場に限りがありますので、公共交通機関などをご利用してください。

# コミュニティバスを活用ください!

4月より「愛のみのり号」(コミュニティバス)が東部ルート①で、もりぐち歴史館に停車するようになっています。来館される際は、ぜひご利用ください。



## 「愛のみのり号」時刻表 運賃無料

東部ルート① (4便は車いす仕様車です)						
バス停名称	1便	2便	3便	4便(車いす仕様車)	5便	6便
守口市役所	9:00	10:45	12:40	13:35	14:30	15:50
守口市立図書館	9:15	11:00	12:55	13:51	14:45	16:05
金田小学校	9:25	11:10	13:05	14:02	14:55	16:15
もりぐち歴史館 旧中西家住宅	9:32	11:17	13:12	14:10	15:02	16:22
よつば未来公園	9:35	11:20	13:15	14:14	15:05	16:25
東部エリアコミュニティセンター	9:45	11:30	13:25	14:25	15:15	16:35
ふれあいの家	9:50	11:35	13:30	14:31	15:20	16:40
守口市役所	10:10	11:55	13:50	14:51	15:40	17:00

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

各種届出に関すること

問 保険課 TEL06-6992-1545

後期高齢者医療制度全般に関すること

問 大阪府後期高齢者医療広域連合 TEL06-4790-2028

## 国民健康保険高齢受給者証を送付

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人に、国民健康保険高齢受給者証(黄色)を7月末までに送付します。医療機関などで受診するときは、国民健康保険の被保険者証と併せて、高齢受給者証を窓口で提示してください。一部負担割合は、別表2のとおりです。

8月2日(水)以降に70歳の誕生日を迎える人は、誕生月の翌月1日(1日が誕生日の人は誕生日)から別表2の一部負担割合が適用となるため、誕生月(1日が誕生日の人は、その前月)の20日前後に高齢受給者証を送付します。



## 別表2 70歳以上75歳未満の人の一部負担割合

所得区分	一部負担割合
住民税課税所得金額が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる世帯	3割
上記のうち、以下に該当する場合(保険課での申請が必要)	2割
▽70歳以上75歳未満の国保被保険者が1人の世帯 : 収入金額が383万円未満	
▽70歳以上75歳未満の国保被保険者が2人以上の世帯 : 収入金額が520万円未満	2割
住民税課税所得金額が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいない世帯	2割

## 限度額適用認定証などの更新

入院治療や高額な治療を受ける際に、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「認定証」という)と被保険者証を併せて医療機関などに事前に提示することで、所得区分に応じた負担額までの支払いになります。

また、オンライン資格確認が利用可能な医療機関などでは、認定証がなくても本人が医療機関での情報提供に同意することで、お支払いいただく金額が1カ月の自己負担限度額までとなります。

ただし、非課税世帯で長期入院に伴う食事療養費が減額対象となる場合は、これまで通り保険課への申請が必要です。なお、保険料に未納がある方や世帯内で所得の未申告者がいる場合は、適切な所得区分が反映されない場合があります。

所得区分についてはこちら➡



## 国民健康保険の場合

8月以降も入院治療や高額な治療を受ける場合は、認定証の更新手続きが必要です。

ただし、認定証が不要な人や発行できない人がいます。詳しくはホームページをご覧ください。

問 保険課

TEL06-6992-1545



## 後期高齢者医療制度の場合

令和4年度の認定証が交付されており、令和5年度も現役並み所得区分ⅠかⅡに該当する人または非課税世帯に該当する人には、7月末日までに新しい認定証を送付します。

認定証の交付を受けていない人で、入院などにより医療費が高額になる見込みがある場合は、事前に保険課で申請をしてください。

詳しくは、大阪府後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

問 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

TEL06-4790-2031

